

## 神楽沢近隣公園ネーミングライツ事業審査基準

東海村では、神楽沢近隣公園のネーミングライツパートナーの選定に際し、以下の基準により審査を行います。

### 1 選定の手順

申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に事前審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを行うこととします。

ア 応募者について、東海村ネーミングライツ事業実施要綱に掲げる応募資格を満たしているか確認します。

イ 応募者の提案する愛称について、募集要項に掲げる条件を満たしているか確認します。

ウ 審査の結果、アとイの要件を全て満たしていると判断した場合は、ネーミングライツ審査委員会による審査を行うこととします。

### 2 ネーミングライツ審査委員会

事前審査の結果、応募資格等の要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に審査を行います。ネーミングライツ審査委員会は、次に掲げる事項について審査を行い契約相手方として採用することの適否及び順位を決定します。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを行うこととします。

#### ア 審査項目

命名権料及び契約期間、応募者の事業内容及び経営状況、施設の愛称の親しみやすさ、附帯的な提案の内容、前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項

#### イ 審査員

副村長、総合戦略部長、総務部長、村民生活部長、福祉部長、産業部長、建設部長、教育部長

#### ウ 審査

審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

#### エ 採点方法

採点方法は、別表2のとおりとします。

※項目別審査の合計点数が400点以下の場合、点数の一番高い者であっても、ネーミングライツパートナーとして選定しないものとする。審査員の欠席があった場合には、出席した審査員×50点以下とする。

3 失格条件

ア ネーミングライツパートナーを選定するまでの間に、東海村ネーミングライツ事業実施要綱の応募資格を失した場合。

イ 申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合。

別表1（審査項目等）

No.	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	応募金額の妥当性	40点
2	契約期間	提案期間の妥当性	15点
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ施設のイメージや設置目的との整合性等	15点
4	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等	15点
5	付帯的な提案の内容	地域貢献等の付帯的な提案の内容	9点
6	地域性	村内の事務所・事業所等の有無	6点
合計点			100点

別表2（採点方法）

No.	審査項目	採点方法
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	<p>&lt;提案金額が村設定希望金額より高い場合&gt;</p> <p>①応募者1社の場合 配点(40点)×100%</p> <p>②応募者が複数者いる場合 配点(40点)×当該応募者の提案金額÷最も高い提案金額</p> <p>&lt;提案金額が村設定希望金額より低い場合&gt;</p> <p>配点(40点)×当該応募者の提案金額÷村設定希望金額</p>
2	契約期間	配点(15点)×当該応募者の提案期間÷応募者のうち最も長い提案期間
3	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。 優秀・良・普通の三段階とし、それぞれ15点・10点・5点の採点になります。愛称としてふさわしくない場合は0点です。
4	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営の状況、安定性等を採点します。 最高点を15点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を0点とし、0～15点の範囲で提出資料等を基に採点します。
5	付帯的な提案の内容	地域貢献等の付帯的な提案の内容について採点します。 優秀・良・普通の三段階とし、それぞれ9点・6点・3点の採点になります。提案がない場合は0点です。
6	地域性	<p>村内の事務所・事業所等の有無について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内に本社等を有する場合 6点</li> <li>・村内に支社又は事業所等を有する場合 3点</li> <li>・村内に事務所・事業所等を有しない場合 0点</li> </ul>